

厚生労働省発職高 1014 第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成21年10月14日

厚生労働大臣 長妻 昭

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 肝臓の機能の障害を政令で定める障害に加えるものとする。

二 この政令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 肝臓の機能の障害を省令で定める障害に加えるものとする事。

二 この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。